

別紙

## 令和8年度新潟県外国人介護人材介護福祉士国家資格取得支援事業 委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度新潟県外国人介護人材介護福祉士国家資格取得支援事業

### 2 目的

本業務は、県内の外国人介護人材が働きやすい職場づくり及び外国人介護人材のキャリアアップを図るため、県内外国人介護人材を対象とした介護福祉士国家資格取得対策講座を企画・運営することを目的とする。

### 3 契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日とする。

### 4 委託する業務の内容

本事業の業務内容は次のとおりとする。

#### (1) 受講者の募集及び受入施設等との調整

- ・ 本事業の対象者（以下、「受講者」という。）は、県内介護施設等で就労する在留区分「技能実習」及び「特定技能」の外国人介護人材のうち、令和8年度国家試験を受験する予定であり、かつ日本語能力N3程度以上の者とし、人数は30名以内とすること。
- ・ 募集人数が30名を超える場合は、令和7年度の本講座受講者のうち第38回国家試験を受験しなかった者、及び新規受講者（令和7年度の本講座を受講していない者）を優先することとし、定員の範囲内において、令和7年度の本講座受講者のうち第38回国家試験におけるパート合格者の受講も認める。
- ・ また、本事業は、受講者同士の交流機会の創設を事業目的のひとつとしていることから、参加者は、下記4(3)に記載の受講者交流会に参加意向のある者とする。
- ・ 県内介護施設等に対する事業実施案内は県が行うが、その他募集チラシの作成等の受講者募集に関する広報の企画及び実施、受講申込みの受付、受入施設等との調整は受託者が行うこと。

## (2) 介護福祉士国家資格取得対策講座の企画・運営

### ① 内容

- ・ 受講者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、介護に関する専門知識及び日本語能力向上を目的とした内容とすること。
- ・ 実施期間は6か月程度とすること。なお、実施期間は令和8年度国家試験受験を考慮すること。
- ・ 講座の成果を把握するため、実施期間内において最低1回以上は模擬試験を実施すること。
- ・ 受講者に、第38回国家試験におけるパート合格者が含まれる場合は、当該受講者にも配慮したカリキュラムとすること。
- ・ 上記の内容以外で、受託者が受講者の知識取得や能力向上に効果的と認める取組があれば実施すること。

### ② 実施体制

- ・ 県内各地域での受講が可能となるよう、原則オンラインでの実施とすること。ただし、必要に応じて実地形式等を行うことも可とする。
- ・ オンラインでの実施にあたり、リアルタイムでは受講できない者や欠席者に対しては、講座を動画に記録し配布する等の配慮を行うこと。
- ・ 講師は、各科目とも介護に関する技術・日本語に精通した者を選定すること。
- ・ 必要に応じて、通訳や日本語指導の専門家を配置する等、受講者が効果的に学習できるような体制を組むこと。
- ・ 受講者の入国年次等によって介護知識及び日本語能力に差があることが想定されるため、講座の実施前に個々の能力を把握した上で、効果的な実施体制を組むこと。

### ③ 実施成果等の確認

- ・ 実施にあたっては、研修カリキュラムを作成し、各回の狙い、到達目標、習得する技能等を明確にすること。
- ・ 令和8年度の介護福祉士国家試験後に、受講者に対してテストやアンケート等を実施し、受講者の研修成果や今後の事業運営に関する改善点等を把握するとともに、下記6の実績報告にその内容を盛り込むこと。
- ・ 受講者が勤務する介護事業所等に対し、学習状況や学習成果を月1回程度報告すること。

### ④ 教材

本事業に用いる教材については、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるよう配慮すること。

⑤ 受講料等

- ・ 受講者に対しては、原則として、受講に係る費用（模擬試験等の受験料や教材費含む）は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。
- ・ なお、実地形式で行う場合の会場までの旅費や、オンライン研修に係る機材の購入等の費用については、受講者側の負担とすること。

(3) 受講者交流会の開催

県内外国人介護人材同士の交流機会を設けるため、事業実施期間を通じて1回以上、対面形式による受講者交流会を開催すること。

5 実施計画

上記4の実施に関する計画書（任意様式）を契約締結日以降、速やかに提出すること。

6 実績報告

事業完了後、上記4の実施状況に関する実績報告書を提出すること。

(1) 提出資料

- ① 実績報告書（任意様式）
- ② 支出内訳書

(2) 提出期限

令和9年3月15日（月）まで

7 業務遂行上の留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに県と協議を行い、業務内容について十分な理解を図るとともに、委託契約期間においても定期的に情報共有すること。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 全ての成果物の著作権は、県に帰属するものとする。県は二次使用を含むあらゆる使用について、受託者の許可を得ることなく自由に使用できるものとする。
- (4) 本業務は、県が別に承諾した場合を除き、再委託はできないものとする。
- (5) 受託者は、業務の遂行にあたり県と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (6) 本仕様書に定めがない事項や本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。